

熱 監 第 31 号

令和 5 年 3 月 14 日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市監査委員 山 田 義 廣

熱海市監査委員 竹 部 隆

令和 4 年度 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の基準

熱海市監査基準（令和2年4月1日熱海市監査委員告示第4号）に基づいて実施した。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 3 監査の対象

市内消費喚起対策事業費補助金

交付団体 熱海商工会議所

所管課 観光建設部 観光経済課

### 4 監査の期間 令和4年10月11日（火）～ 令和5年3月14日（火）

### 5 監査の範囲

令和3年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況。

### 6 監査の着眼点 監査にあたっては、次の項目を主眼点とした。

交付団体

- (1) 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。  
また、補助金が補助対象以外に流用されていないか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る収支の会計経理は適正になされているか。

所管課

- (1) 補助金の交付目的及び対象事業の内容は明確か。また補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (2) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等によりなされているか。また、交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等見直しをする必要のものはないか。
- (3) 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

### 7 監査の実施方法

監査の実施にあたっては、財政援助団体に対し補助金等交付申請書、実績報告書等の関係書類の提出を求め、関係職員より説明を聴取し、当該補助金が交付目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、財務に関する事務の執行について監査を実施した。

## 第2 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。

### 1. 補助金の概要

#### 市内消費喚起対策事業費補助金

##### 【財政援助団体】

名 称	熱海商工会議所
所 在 地	熱海市渚町8-2
設 立 年 月 日	昭和29年6月30日

##### 【補助金の概要】

###### ①令和2年度繰越明許分

補助事業の目的	新型コロナウイルス感染症に対する事業支援として、Go To キャンペーンの効果が行き届いていない飲食業界及び芸妓・コンパニオン支援に資する事業を実施する。
事業費総額 (A)	67,211,128 円
市補助金額 (B)	22,000,000 円
補助率 B/A	32.7%
事業内容	芸妓・コンパニオン利用者助成事業 17時からクーポン券発行事業

\*収支の状況及び補助金額は令和3年度実績を示す。

###### ②令和3年度分

補助事業の目的	新型コロナウイルス感染症に対する事業支援として、国の「Go To トラベル事業」、「Go To Eat 事業」の恩恵が及ばない事業を支援することを目的に、芸妓・コンパニオンを利用したお客様に対して助成を行い伝統文化の継承並びに雇用の維持につなげて観光関連産業の波及効果を含めて期待するもの。
事業費総額 (A)	5,171,000 円
市補助金額 (B)	5,000,000 円
補助割合 B/A	96.7%
事業内容	芸妓・コンパニオン利用者助成事業

\*収支の状況及び補助金額は令和3年度実績を示す。

【根拠法令等】熱海市補助金交付規則 (昭和39年11月19日施行)

## 2. 監査の結果

監査を実施した結果、監査対象団体及び所管課の財務事務の執行については、おおむね適正に執行され、事業は目的に沿って適切に行われていると認められた。

ただし、一部指摘事項等が認められたため、必要な対応を図り、今後の事務執行に万全を期されるよう望むものである。

なお、これ以外にも監査時において公表までには至らない事項については、口頭で改善を指導した。

### 【指摘事項】

#### (1) 熱海商工会議所に関する事項

未換金の扱いについて

熱海商工会議所から提出された補助事業実績報告書の添付書類である収支決算書について、下記の未換金分が支出額に含まれ計上されていた。

- ・令和2年度市内消費喚起対策事業費補助金繰越明許分

「17時からクーポン事業」のクーポン券未換金分 996千円

- ・令和3年度市内消費喚起対策事業費補助金

「芸妓・コンパニオン利用助成金」の未換金分 487千円

換金期限を過ぎた未換金分を3月31日の決算日の支出額に含めることは誤りである。

今後、類似事業を行う際は、今回の指摘を踏まえ適切な会計処理を行うこと、また、事業者に対して換金期限の周知徹底を図るよう留意されたい。

#### (2) 所管課：観光建設部 観光経済課に関する事項

当補助事業は、国の「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を活用したコロナ禍の支援施策として、熱海商工会議所への委託要素の強い事業と見受けられた。しかし、事業計画の内容や実績報告書の収支決算書の誤りについては、所管課において当該書類の審査の段階で事前に気づき、指導や確認ができた内容でもある。

他の部署にも通ずることではあるが、補助金の交付にあたっては、交付申請や実績報告書等、事務上の手続で完了するのではなく、実施した証憑類との照合を行い内容が適正であるかの確認や、補助事業の目的を達成するため事業の遂行状況を把握し、適切な助言・指導を心掛けていただきたい。

## 【意見・要望】

当補助事業はコロナ禍における国の施策の恩恵が及ばない事業支援を目的として「17時からクーポン事業」及び「芸妓・コンパニオン利用助成事業」を実施されたが、「17時からクーポン事業」は4,000冊の販売に対し4,238冊の応募を受け抽選販売となったほか、「芸妓・コンパニオン利用助成事業」では、コロナ感染拡大時期と重なりキャンセル続きの結果にはなったものの、予約段階で予算額に達する申請を受けるなど、両補助事業は観光関連産業の下支えとなり、熱海市の経済活性化の一助となったことは評価するものである。

また、令和4年度においても第2弾「17時からクーポン事業」を補助金交付し実施されているが、第1弾「17時からクーポン事業」を上回る5,153冊の応募結果からみても好評を博している事業として熱海市内で経済が循環され利用事業者へ有効的に活用されていると推察する。

補助事業の有効性や必要性、公平性の観点からも、補助金の交付条件に従って十分な効果が上げられるよう臨時的な支援施策として終わらず、事業内容や効果について検証をし、今後の景気回復及び市内経済の活性化に活かしていただきたい。

### 【監査結果について】

監査の結果として示されるのは、①指摘事項、②指導事項、③意見の3種類である。

#### ①指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表するもの

#### ②指導事項

指摘には至らない比較的軽微な誤りと認められる事項等

#### ③意見

監査の結果に必然的に伴う、各業務に対する監査委員の意見（要望事項）